

文教福祉委員会 送付6-47

千代田区における住宅確保要配慮者への支援体制についての陳情

受付年月日 令和6年12月9日

陳情者 提出者 1名

住所： 

千代田区における住宅確保要配慮者への支援体制についての陳情

標題に関しまして、千代田区における居住支援協議会の在り方および住宅確保要配慮者（以下、要配慮者）に対する支援やその対象範囲は不十分であり、障害のある私個人を含め、千代田区に住み続けたいと願っている人々が安心して暮らし続けるような支援体制を構築していただきたく、この文書を提出致します。

① 千代田区の居住支援協議会と障害者の住居に関する現状について

千代田区の居住支援協議会は、障害者を要配慮者から排除していることが過去の議事録からも明白です。まず、参加者の有識者、関係機関および所管課に障害者福祉に関わる専門家が一人もいません。仮に障害福祉に関わる専門機関が不在であっても、障害者を要配慮者として捉えているのであれば、少なくとも障害者の議論がなされるはずだが、一切話題として出ておらず、高齢者を対象とした議論が大半です。

障害者は障害福祉サービスにおけるグループホームが利用出来るから問題はないのでしょうか。障害者と一言と言っても、障害種別やその程度、生育歴等によって一人ひとりの意向や向き不向きは千差万別であり、当然一人暮らしを望む人も多くいます。私個人としては精神障害があり、障害者年金だけではなく生活保護も受給しているが、区内のアパートは家賃が高く、住宅扶助で足りない部分は生活扶助から捻出せざるを得ません。障害者年金から住宅扶助および障害者加算を除いた2,000円が私の生活扶助です。物価高騰の煽りも受け、私の生活基準は健康で文化的な最低限度を満たしていません。

こういった現状の中、私は生活基盤を整え一刻も早く復職をしたいが、生活基盤が崩壊しているので復職に向けた動きが上手く出来ていません。区営住宅は高齢者を対象としたものばかりで申請したくても空き情報はほとんど無く、区民住宅は所得要件不一致で入居条件に合いません。よって、今の住まいから脱却することは未だ叶っていません。千代田区は早期に障害者が置かれたこの厳しい現状を正しく把握し、居住支援協議会が支援を行う対象者に障害者を加え、障害者や低額所得者も含めた居住支援体制を構築するべきです。

② 国土交通省および東京都が示す居住支援協議会の在り方と今後について

参考資料をご参照ください。資料においては明確に障害者を要配慮者に位置付けています。障害者のニーズと高齢者のニーズは異なり、不動産会社からしても高齢者の受け入れと障害者の受け入れとはハードルの質が異なります。人口が増え続けている千代田区においては、公的賃貸住宅の供給量を増やし、住宅環境の整備を行っていく必要があるのではないのでしょうか。また、資料が示す通り、入居の促進や相談窓口の開設、関連機関との情報共有や話し合いを通して、障害者や低額所得者も住まいに困ることが無いような千代田区の支援体制の構築の実現を強く求めます。

以上



<https://www.mlit.go.jp/mlit-search.html?q=住宅確保配慮者> で検索
www.mlit.go.jp/house/jutakukentiku_house_fr3_000019
www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content 001475162.pdf

「住宅確保配慮者の範囲」で検索

<chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkai/https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001475162.pdf>

「住宅確保配慮者」について

- 1 ① 低額所得者。(月収15.8万円(収入分位25%)以下)。
② 被災者(発災後3年以内)。
- 2 ③ 高齢者。
- 3 ④ 障害者。
- 4 ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育して、いる者

「住宅確保配慮者 入居円滑化マニュアル - 国土交通省」で検索

<chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkai/https://www.mlit.go.jp/common/001345718.pdf>

住宅確保配慮者入居円滑化マニュアル

- | | | |
|------------------------|-------|-----|
| 1 居住の安定確保支援事業(生活保護受給者) | 上記に追加 | P18 |
| 5 DV被害者 | 上記に追加 | |
| 6 児童養護施設退所者 | 上記に追加 | |

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000002.html

高齢者、障害者等の住宅セーフティネットの充実

住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づく住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月閣議決定)において、「住宅確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」等が目標として掲げられ、国土交通省においては目標達成のための基本的な施策として、

- ・サービス付きの高齢者向け住宅の供給促進
- ・高齢者、障害者等の地域における福祉拠点等を構築するための生活支援施設の設置促進
- ・低額所得者等への公平かつ的確な公営住宅の供給
- ・各種公的賃貸住宅の一体的運用や柔軟な利活用等の推進
- ・高齢者向け賃貸住宅の供給、公的住宅と福祉施設の一体的整備等を位置づけております。

住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

(市町村賃貸住宅供給促進計画)

第六条

2市町村賃貸住宅供給促進計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- イ住宅確保配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ロ住宅確保配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- ハ住宅確保配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

第七章 住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策

(公的賃貸住宅の供給の促進)

第五十三条

国及び地方公共団体は、所得の状況、心身の状況、世帯構成その他の住宅確保配慮者の住宅の確保について配慮を必要とする事情を勘案し、既存の公的賃貸住宅の有効活用を図りつつ、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2公的賃貸住宅の管理者は、公的賃貸住宅の入居者の選考に当たり、住宅確保配慮者の居住の安定に配慮するよう努めなければならない。

公営住宅法

(この法律の目的)

第一条

この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地方公共団体市町村及び都道府県をいう。

二 公営住宅地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、

又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。

三 公営住宅の建設公営住宅を建設することをいい、公営住宅を建設するために必要な土地の所有権、地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又はその土地を宅地に造成すること（以下「公営住宅を建設するための土地の取得等」という。）を含むものとする。

四 公営住宅の買取り公営住宅として低額所得者に賃貸するために必要な住宅及びその附帯施設を買取ることをいい、

その住宅及び附帯施設を買取るために必要な土地の所有権、

地上権又は土地の賃借権を取得すること（以下「公営住宅を買取るための土地の取得」という。）を含むものとする。

五 公営住宅の建設等公営住宅の建設又は公営住宅の買取りをいう。

六 公営住宅の借上げ公営住宅として低額所得者に転貸するために必要な住宅及びその附帯施設を賃借することをいう。

七 公営住宅の整備公営住宅の建設等又は公営住宅の借上げをいう。

八 公営住宅の供給公営住宅の整備及び管理をすることをいう。

東京都

引用元：https://www.ijutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/ijutaku_seisaku/ha_council/data/brochure.pdf

住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会について

03-5320-4932

東京都居住支援協議会

(事務局)東京都都市整備局住宅政策推進部住宅政策課

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者）

の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、

地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、

住宅情報の提供等の支援を実施する組織です。

居住支援に関する情報を関係者間で共有し、密接な連携の上で、必要な支援策について協議することで、

行政だけでは解決できなかった課題が、地域の団体と行政との協働による取組で解決されることが期待されます。

居住支援協議会については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）第51条に規定されています。

“住宅確保要配慮者”が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、みんなで情報交換や協議などをしながら、様々な活動を行っているのが、“居住支援協議会”

市区町村の居住支援協議会

地域の実情に応じて、住宅確保要配慮者への支援に係る具体的な取組を実施

居住支援協議会における取組の方向性

① 居住支援協議会は、多様な主体が連携し、活動する組織です。地域の実状を踏まえて、協議会の活動内容を定め、それに応じた体制を構築することが求められます。

② 関係者への理解促進 住宅確保要配慮者が円滑に入居できるようになるには、家主や不動産店、地域等に対して理解を促進し、協力体制を構築することが不可欠です。

③ 相談窓口の開設

住宅確保要配慮者の特性に応じて、居住支援は大きく異なります。相談窓口では必要な情報を一元的に提供できる体制が求められます。

④ 住宅確保と 情報提供

地域の家主や不動産店の協力を得て、住宅確保要配慮者が入居を拒まれない住宅を確保することと、住宅情報をきめ細かく提供していくことが求められます。

⑤ 居住支援 サービス

円滑な入居を行うためには、入居時における家賃債務保証や保証人の確保等の入居支援だけでなく、

入居後の見守りなどを行う生活支援などの担い手を確保することも欠かせません。

● 住宅セーフティネット制度の概要<国（国土交通省）>

...

千代田区

引用元：<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/shisaku/kvojiushien.html>

千代田区の居住支援協議会

家賃滞納、近隣トラブル、孤立死への不安などから家主の承諾が得られにくかったり、保証人の確保が困難だったりするため、賃貸住宅に入居しづらい方々があります。

区ではこれらの住宅確保に配慮が必要な方々や民間賃貸住宅の賃貸人双方に対して必要な支援策を検討するため、

不動産関係団体などと連携して住宅セーフティネット法（「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」

（平成19年制定））に基づく「居住支援協議会」を、平成28年7月に設置しました。